## 介護老人保健施設シルバーステイあじさい 介護予防短期入所・短期入所療養介護重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

#### 1 事業者(法人)の概要

名称·法人種別	医療法人社団 健心会
代 表 者 名	理事長 小山 治
所在地・連絡先	(住所) 〒651-1243 神戸市北区山田町下谷上字梅木谷37番3号 (電話) 078-583-1771 (FAX) 078-595-7120

#### 2 事業所 (ご利用施設)

施設の名称	介護老人保健施設シルバーステイあじさい				
所在地・連絡先	(住所)     〒651-1221       神戸市北区緑町8丁目12番1号       (電話)     078-583-2233       (FAX)     078-583-2551				
事業所番号	2855080061				
管理者の氏名	施設長 尾原 秀史				

#### 3 事業の目的及び運営方針

#### (1) 事業の目的

短期入所療養介護は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

#### (2) 運営方針

当施設では、短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止し、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が一日でも長く居宅での生活が維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体的拘束を行わない。
- 3 当施設では、事故発生時の規定に事故発生又は再発することを防止するために、事故発生の防止の ための指針を整備し、事故発生時に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体 制を整備し、事故防止のための委員会、及び介護職員その他従業者に対する研修を定期的に行う。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、 理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

## (3) その他

事 項	内 容
地域との連携	指定居宅サービス事業者、介護保険施設との連携の他、NPO 法人、自治会、老人会、婦人会、民生児童委員協議会等との連携、会への参加。その他、当施設地域交流スペースを利用してのボランティアの受入れ等を図り、連携に勤める。
職員研修	年数回、看護・介護・リハビリ実務の研修を行っています。 適時接遇研修を行なっています。

# 4 事業所の概要

# (1) 構造等

	敷地	2995. 04 m²
	構造	鉄筋コンクリート
建物	述べ床面積	3662. 01 m²
	利 用 定 員	入所空きベッドを利用

## (2) 居室

## 居室数

居室の種類	室数	滞在費	面積 (一人あたりの面積)	備考
1人部屋(A個室)	2	従来型個室	15. 65 m²	居室内にナースコールTV・
2人部屋(B個室)	2	多床室	18.73 m² (9.3 m²)	トイレ・洗面台完備
1人部屋(C個室)	2	多床室	16. 05 m <sup>2</sup> (16. 05 m <sup>2</sup> )	居室内にナースコール・TV完備
4 人部屋	2 3	多床室	744. 2 (8. 08 m²)	居室内にナースコール・TV完備

## 居室設備

居室の種類	定員	滞在費	特別な室料 (1人当たりの料金)	備考
1人部屋(A個室)	1	従来型個室	3,500円(税別)	居室内にナースコールTV・
2人部屋(B個室)	2	多床室	1,000円(税別)	トイレ・洗面台完備
1人部屋(C個室)	1	多床室	1,000円(税別)	居室内にナースコール・TV完備
4 人部屋	4	多床室	なし	居室内にナースコール・TV完備

# (3) 主な設備

設備	室数	面積(一人あたりの面 備 考			
食 堂	3	405. 92 m² (3. 01 m²)	談話室と兼用		
機能訓練室	1	148. 72 m² (1. 06 m²)	パワーリハビリ機8台		
浴室	1	127. 39 m²	特別浴槽1台・リフト浴1台		
診 察 室	1				
談 話 室	4		流し台、テーブル、洗面所		
レクリエーションルーム	1				
洗 面 所	8		車椅子対応、カウンター式洗面所		
トイレ	2 1		ナースコール 自動洗浄		

# (4) 通常の送迎の実施地域

神戸市北区内 (一部地域を除く)

## 5 施設の職員体制

心成りが良性的									
		区分				常勤換算後の 人数(人)			
従業者の職種	人数(人)	常勤(人)		非常勤 (人)			職務の内容		
		専	兼	専	兼				
		従	務	従	務				
施設長	1		1			1. 0	施設の統括責任及び運営全般		
医 師	1	1				1. 0	入所者の医療・健康管理		
薬剤師	1				1	0.4	調剤と服薬管理		
看護職員	17	10		7		15. 6	24 時間看護体制の実施		
介護職員	50	34	2	14		40. 4	24 時間介護体制の実施		
支援相談員	5	4		1		2. 4	入所者の全般的な生活相談と		
(社会福祉士)	(3)	(2)		(1)		(2.0)	助言		
理学療法士	8		8			8. 0	機能維持・回復訓練の指導と 実施		
作業療法士	1		1			1.0	同上		
言語聴覚士	1		1			1.0	同上		
管理栄養士	1		1			1.0	献立の作成・栄養管理・厨房の 衛生管理		
介護支援専門員	8	0	8			8. 0	介護保険の申請代行 ケアプランの作成		
事務職員等	8	3	1	2	2	4. 3	施設内庶務事項		
歯科衛生士	1	0	0	1		0.3	口腔衛生管理業務		

# 6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯(8:30~17:00) 常勤で兼務	週休2日制
医師	同上	週休2日制
薬剤師	正規の時間帯(8:45~17:15) 常勤以外で兼務	週2日勤務
看護職員	日勤 (8:45~17:15) 夜勤 (16:45~翌日9:15)	週休2日制
介護職員	日勤 (8:45~17:15) 夜勤 (16:45~翌日9:15)	週休2日制
支援相談員	正規の勤務時間帯(8:30~17:00) 常勤で勤務	週休2日制
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	正規の勤務時間帯(8:45~17:15) 常勤で勤務	週休2日制
管理栄養士	正規の勤務時間帯(8:30~17:00) 常勤で勤務	週休2日制
介護支援専門員	正規の勤務時間帯(8:45~17:15)	週休2日制
事務職員等	正規の勤務時間帯(8:30~17:00) 常勤で勤務	
歯科衛生士	勤務時間帯(13:00~16:00)週2回で勤務	

#### 7 短期入所療養介護の内容と費用

#### (1) 介護保険給付対象サービス

#### ア サービス内容

種類	内 容
医療・看護	必要がある場合にはいつでも診察を受け付けます。 ただし、当施設では行えない処置(透析等)や手術、その他病状が著しく 変化した場合の医療については他の医療機関での治療となります。
機能訓練	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、による利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 <当施設の保有するリハビリ器具> レッグプレス1台、トーソエクステンション1台、トーソフレクション1台、ニューステップ2台、ローイング1台、モトメッド1台、トーソフレクション・エクステンション1台、昇降式平行棒直線型2台、歩行練習用階段1台。
入浴	週2回の入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
排  泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床・整容等	寝たきり防止のため、また、生活のリズムを考え出来る限り離床に配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 シーツ交換は週1回、寝具のクリーニングは随時、消毒は年2回実施します。
レクリエーション等	当施設では、次のような娯楽設備を整えております。 テレビ、ビデオ、カラオケ、大型プロジェクター、図書コーナー。
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
送迎	利用者の心身の状態、ご家族等の事情等から見て送迎を行うことが必要な 場合、送迎を行います。(送迎可能範囲あり)
外 出	滞在中の外出は施設長の許可が必要です。許可願いに行き先、外出期間の 日時を記入し、職員にお申し出下さい。外出中の事故等、不測の事態が発生し た場合、施設としての責任は一切負えません。 また、外出中に急な医療関係の受診が必要な場合は必ず、当施設まで ご連絡ください。

#### イ 費用

原則として、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示により計算した介護療養施設サービス費の1割、又は2割 又は3割が利用者の負担額となります。

• 介護報酬告示計算方法

利用者負担額(1割・2割・3割負担)=(介護保険施設サービス費×地域区分1単位の単価)−((介護保険施設サービス費×地域区分1単位単価)×90%・80%・70%)

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。 その場合、料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス 提供証明書と領収証を発行します。

- ロ 在宅復帰・在宅療養支援機能に対する評価
- ・平成30年4月1日より、施設体系が在宅強化型(在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)46単位を算定)になります。算定要件としては(在宅復帰・在宅療養支援等指標:70以上、リハビリテーションマネジメント・退所時指導等・地域貢献活動・充実したリハに対して要件有)
- \*在宅復帰・在宅療養支援指標:10の評価項目(在宅復帰率、ベット回転率、入所前後訪問指導割合、 退所前後訪問指導割合、居宅サービスの実施数、リハ専門職の配置割合、要介護4又は要介護5の割合、喀痰 吸引の実施割合、経管栄養の実施割合)について、各項目に応じた値を足し合わせた値(最高値:90) \*但し、在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以下60以上になり算定要件を満たさない場合においては、在

宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)は算定されません。

# 【料金表】

### ●短期入所療養介護費

★加算:在宅復帰・在宅療養支援機能加算 II (51 単位)、サービス提供体制強化加算 I (22 単位) 夜勤職員配置加算 (24 単位)

介護負担割合		多床室(1割) (単位)			個室(1 割) (単位)		
1割	要介護度	基本	加算	合計	基本	加算	合計
介護予防	要支援1	672	97	769	632	97	729
短期入所療養介護	要支援 2	834	97	931	778	97	875
	要介護 1	902	97	999	819	97	916
	要介護 2	979	97	1,076	893	97	990
短期入所療養介護	要介護3	1,044	97	1, 141	958	97	1, 055
	要介護4	1, 102	97	1, 199	1,017	97	1, 114
	要介護 5	1, 161	97	1, 258	1,074	97	1, 171

## ◆ 各加算

加算名称	内 容	: 単位	
在宅復帰·在宅療養支援 機能加算(Ⅱ)	在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以上であること。	51	/日
夜勤職員配置加算	夜勤を行う看護・介護職員が適正に配置されている。	24	/日
サービス提供体制強化 加算(I)	次のいずれかに該当する。①介護福祉士が80%以上配置されている又は、②勤続10年以上介護士35%以上	22	/日
個別リハビリテーショ ン実施加算	理学療法士、言語聴覚士、作業療法士が1日20分以上の個別 リハビリテーションを行った場合。	240	/日
若年性認知症入所者受 入加算	若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めている。	120	/日
認知症行動·心理症状緊 急対応加算	認知症状が認められ、在宅生活が困難になり緊急に利用した場合。	200	/日
送迎加算	居宅と事業所間の送迎を行う場合 (片道につき)	184	/回
療養食加算	医師の発行する食事箋に基づき適切な内容の食事を提供した場合。	8	/回
緊急時治療管理	入所者が危篤状態にあり、救命救急医療が必要となったとき緊急的な 治療管理した場合。	518	/日
総合医学管理加算	治療管理を目的とし、以下の基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、10日を限度として治療管理を行った場合。 ・診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行うこと。 ・診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載すること。 ・かかりつけ医に対し、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行うこと。	275	/日
認知症専門ケア加算 (I)	認知症自立度の入所者が定数あり、認知症介護実践リーダー研修者を 配置、技術的指導がされている場合。	3	/日
口腔連携強化加算	・事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。 ・事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うにあたって、診療報酬の歯科点数表区分番号 C000 に掲げる歯科訪問診療科の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その	50	/月

	旨を文章等で取り決めている事。*1月に1回限り算定可能		
生産性向上推進体制加 算(II)	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に 資する方策を検討する為の委員会の開催や必要な安全対策を講じた 上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を計画的に行なっ ている事。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している事 ・1年以内毎に1回、業務改善による取り組みによる効果を示すデー タの提供(オンラインによる提出)を行う事。	10	/月
生産性向上推進体制加算(1)	・(II)の要件を満たし、(II)のデータにより業務改善による成果 (*1)が確認されている事。 ・見守り機器等のテクノロジー(*2)を複数導入している事。 ・職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っている事。	100	/月

## ◆減算なしの項目

身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等の適正化を図る為の措置が講じられ ていない場合	- 1 /100
高齢者虐待防止未実施減算 虐待の発生又はその再発を防止する為の措置が講 じられていない場合		- 1 /100
感染症や災害が発生した場合必要な介護 業務継続計画未策定減算 を継続的に提供できる体制を構築する為 続計画が未策定の場合		- 1 /100

## (1) 医療の必要性の高い利用者を受け入れる場合の評価

重度療養管理加算	要介護4又は要介護5であって、別に厚生労働大臣が定める状態であ	120	/ 🗆
里及原食官	る利用者に対して、医学的管理のもと短期入所を行った場合。	120	/ 🏳

## (2) 緊急時の受入に対する評価

緊急短期入所受入加算 (介護予防除く)	利用者の状況や家族の事情により介護支援専門員が短期入所療養介護を受ける必要があると認めていること。 居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を行っていること。利用を開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度。	90	/日	
------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----	----	--

## (3-1) 介職員処遇改善加算(令和6年5月31日迄)

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の職場定着や賃金制度の整備など、事業所による仕 組みの構築を促すための加算	所定単位数に 3.9%を乗じた単位数	
介護職員等特定処遇改善加算(I)	介護職員処遇改善加算に加えて、介護職員等の賃金水準の改善を目指し、更なる処遇改善を行うための加算。	所定単位数に 2.1%を乗じた単位数	
介護職員等ベースアップ等支援加算	令和4年10月から介護報酬改定にて基本給与の引き上げに よる介護職員等の賃金改善を進めるための加算として創設	所定単位数に 0.8%を乗じた単位数	

# (3-2) 介職員処遇改善加算(令和6年6月1日から)

	介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善の為の措置	
	が出来るだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点	
人=## P km H 7 km N H 7 km M	から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、	所定単位数に
介護職員等処遇改善加算(I)	介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加	7.5%を乗じた単位数
	算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護	
	職員等処遇改善加算」に一本化を行う。	

地域区分1単位の単価 兵庫県神戸市:4級地

10.54円

10円を基本として地域ごと・サービスごと・サービス種類ごとに人件費の地域差分を上乗せしたものサービス事業所の賃金水準の実態や、都市部における介護職員の確保をふまえたもの

### (2) 介護保険給付対象外サービス

利用料の全額を負担していただきます。

種 類	内 容	利用料
食事	(食事時間)         朝食       8:00~9:00         昼食       12:00~13:00         夕食       18:00~19:00         管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します	1日につき 1,960円 (非課税)食数ごとにご請求致します・朝食420円・昼食・おやつ820円・夕食720円
	通常の食事を提供しても、充分な必要カロリーが抱 食品の持ち込みをお願いする事があります。	<b>『取できないと推察される場合、栄養補助</b>

		令和6年7月31日迄	令和6年8月1日から
<b>泄</b> <del>,</del>		一日あたり(非課税)	一日あたり(非課税)
滞在費	多床室	3 7 7円	437円
	従来型個室	1668円	1728円

	居室の種類	定員	1人当たりの料金	設備内容
d bend 2 - Lubil	1人部屋個室(A)		3500円(税別)	居室内にナースコールTV・ トイレ・洗面台完備
特別な室料	2人部屋個室(B)	2	1000円(税別)	居室内にナースコールTV・ トイレ・洗面台完備
	1人部屋個室(C)	1	1000円(税別)	居室内にTV完備

		カット(顔そりあり)	3000 円(税込)
*III .	原則、毎週月・火曜日のどちらかに理容室で出張	カット(顔そりなし)	2500 円 (税込)
理容	による理容サービスを利用いただけます。	毛染め	2500 円(税込)
		顔そり	1500 円(税込)
	タオル、オシボリ、ハンドソープ、レク材料費。	1日当たり 210月	円(非課税)
日常生活費	レクリエーション・行事などにより発生した	個人的に発生した場合	、実費(課税)を
	費用及び材料費等。	ご負担いただく場合も	っあります。

### (3) 利用者負担の軽減制度

1. 施設ショートステイにかかる食費・滞在費の軽減制度

食費・滞在費について、世帯全員が市民税非課税の方や生活保護を受けられておられる方については申請により、負担が軽減されます。

【滞在費の軽減内容】(令和6年8月1日からは※の料金に変更)

利用者負担段階	利用者負担	利用者負担	利用者負担	利用者負担
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	(負担限度)	(負担限度)	(負担限度)	以上
従来型個室	490円	490円	1310円	1668円
	※550円	※550円	※1370円	※1728円
多床室	0円	370円 ※430円	370円 ※430円	377円 ※437円

#### 【食費の軽減内容】

利用者負担段階	利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階 (負担限度)		利用者負担 第4段階
技階	(負担限度)	(負担限度)	1	2	以上
1日あたりの 食費	300円	600円	1000円	1300円	1960円

### 2. 利用者負担が高額になった場合の一部払い戻し(高額介護サービス費の支給)

1か月ごとの利用者負担の合計が一定の上限を超えるときには、申請により「高額介護サービス費」としてその超えた額が支給されます。(同じ世帯に複数の利用者がいる場合には、世帯の合計額となります)※詳しい内容は、区役所介護医療係にご相談下さい

- 3.介護と医療の負担が高額になった場合の一部払い戻し(高額医療・高額介護合算制度) 同じ世帯で介護保険と医療保険の両方のサービスを利用することによって、自己負担額が高額になったときは、双方の自己負担額を年間(毎年8月分から翌年7月分まで)で合算し、申請により限度額を超えた額が支給されます。※詳しい内容は、区役所介護医療係にご相談下さい
- 8 利用料等のお支払方法(月払いの場合)

毎月5日頃に、「7 短期入所療養介護の内容と費用」「短期入所療養介護料金表」に記載の金額を基に 算定した前月分の利用料等を利用料明細書により支払者に送付請求致します。

原則、事前に申し込みの預金口座より翌月下旬に自動引き落としのお支払いとなります。(手数料は無料)また、振込みを希望される方は、振込み手数料はご利用者様負担になりますのでご了承ください。

9 サービス内容に関する苦情等相談窓口・衛生安全責任者

	(シルバーステイあじさい)
	窓口責任者 管理部 事務部長 橋爪 孝侍
	ご利用時間 9:00~17:00
	ご利用方法 電話 (078-583-2233)
	面接(当施設1階相談室)
	意見箱(各階に設置)
	( 公的苦情窓口 )
当施設	神戸市福祉局 監査指導部
<u>_</u>	電話 (078-322-6242)
お客様相談窓口	受付時間 平日 [8:45~12:00]
	13:00~17:30
	兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口
	電話 (078-332-5617)
	受付時間 平日 8:45~17:15
	神戸市消費生活情報センター (契約についてのご相談)
	電話 (078-371-1221)
	受付時間 平日 9:00~17:00

	養介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話(監査指導部内) 電話(078-322-6774)
	受付時間 平日 8:45~12:00 13:00~17:30
当施設衛生管理者	衛生管理者 施設長 尾原 秀史 薬品等取扱管理責任者 看護介護部長 盛本 敬子

## 10 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「介護老人保健施設シルバーステイあじさい防災計画」にのっとり 対応を行います。			
	別途定める「介護老人保健施設シルバーステイあじさい防災計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
避難訓練及び 防 災 設 備	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	4個所
	避難階段	2個所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	27個所		
	カーテン、布団等は防炎性能のあるものを使用しています。			
防災計画等	北消防署への届出日:平成11年9月27日 防災管理者・安全管理者 : 橋爪 孝侍			

# 11 協力医療機関等

医療機関	病 院 名 及び 所在地	医療法人社団健心会 神戸ほくと病院 神戸市北区山田町下谷上字梅木谷37番3
	電話番号	078-583-1771
	診療科	内科・外科・整形外科・形成外科・放射線科 ・リハビリテーション科・眼科・泌尿器科
	入院 設備	あり
医療機関	病院名	こやまクリニック
	及び 所在地	神戸市北区山田町下谷上字梅木谷42-4
	電話番号	078-581-1123
	診 療 科	内科・外科・整形外科・形成外科・放射線科 ・リハビリテーション科・眼科・心療内科・皮膚科
	入院 設備	なし
医療機関	病院名	きずな歯科クリニック
	及び 所在地	神戸市北区八多中 804
	電話番号	078-952-1184
	診療科	歯科
	入院 設備	なし

# 12 施設の利用にあたっての留意事項

		面会時間   13:30~14:30 (面会時間は 15 分程度でお願い
		します)
面	会	面会者は面会時間を遵守して下さい。なお、ご事情により面会時間を
		変更する事も出来ますお申し出ください
		感染状況により、面会時間の制限をすることがあります。

		<del></del>
来	訪	来訪時間 10:00~17:00 洗濯ものの交換等は上記時間内でお願いいたします。
外	出	施設長の許可が必要です。外出の際には、必ず行き先と帰宅日時を許可願い用紙に記入し各階サービスステーションに申し出てください。 外出時に事故等の不測の事態が発生した場合、施設としての責任は一切負えません。又、外出時急な医療機関への受診が必要の場合は必ず当施設までお知らせください。
喫煙・飲酒	i・火気取扱	禁止します。
居室・設備	器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに 反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
所持金占	品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。 施設内での不必要な金品の所持はご遠慮ください。
電気製品6	の持ち込み	施設電気を使用する物品を持ち込まれる場合、所定の許可願いに 記入し職員に申し出て下さい。 施設電気を使用する物品については所定の電気料金の支払いが必要となります。 電気製品の破損、故障、紛失などは自己責任となります。職員、施設での 責任は一切負えません。
携帯電話の管理		携帯電話を所持される際は、自己管理をして下さい。破損・故障・紛失に際しての責任は一切負えません。
宗教活動	• 政治活動	施設内での執拗な宗教活動や営利行動、及び政治活動は ご遠慮ください。
ペットの	持ち込み	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

#### 13 サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証類と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を 提示してください。
- 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が 生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になるような行為はご遠慮ください。
- 不必要な金品の所持はご遠慮下さい。所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 携帯電話等通信機器を所持される際は、自己管理をしてください。破損・故障・紛失に際しての責任は一切負えません。
- 施設内での他の利用者に対する執拗な勧誘、宗教・政治活動はご遠慮ください。

#### 14 サービス利用にあたっての禁止事項

- 本施設の事業遂行にあたり事業の妨げとなり法令違反となる行為。又は他利用者の迷惑になるよう な行為
- 本施設の備品・付属品及び調度品を改装・変更・占有する行為
- 本事業所又は、他の利用者の知的財産権・肖像権・プライバシーの権利・名誉その他の権利、又は 利益を侵害するような行為
- 本事業所の許可なく建物周辺・外壁及び窓から垂れ幕・旗・館内ポスター・看板等の掲示をする行 為、及び品位を損なう行為
- 本事業所内での職員又は他利用者に対する執拗な勧誘・宗教・政治活動をする行為
- 本事業所の事業の妨げとなり本契約及び利用規約に違背する一切の行為

#### 15 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先

(ご家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

- 16 ショートステイご利用者様、ご家族様へのお願い
- サービスの利用にあたっては、利用を希望する期間の初日の3ヶ月前から、利用する期間を明示して申し込むことができます。

ただし、利用者本人の体調不良や、施設内に他の感染者が発生した場合、感染拡大防止のため、短期入所療養介護の利用期間の調整をさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

○ 利用予定当日に利用者の都合でキャンセルされた場合、当日分の利用料キャンセル料金をご請求する場合もありますのでご承知ください。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、短期入所療養介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。 以上